

株 主 各 位

東京都世田谷区経堂1丁目8番17号
株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ
代表取締役社長 前 田 浩

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第32期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役2名選任の件
第2号議案 当社取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与の為の報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 【計算書類】の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://reform-nisso.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、会計監査人及び監査役の監査対象に含まれております。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善から国内消費を中心に堅調に推移しておりましたが、消費税増税や自然災害の影響、海外の貿易摩擦激化の影響に加え、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響を受け、景気減速感は急速に強まるとともに、先行きにつきましても予断を許さない状況となっております。

当社の属するリフォーム業界におきましては、消費税増税前の駆け込み需要があった一方、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用環境の悪化などにより、住宅リフォーム投資の慎重な姿勢の高まりや外出自粛、及び営業活動等の接触機会の減少といったマイナス要因があり減退傾向が見込まれるなか、在宅ワーク等の新しい生活様式や働き方の多様化に対応するための新生活スタイルにより、従来とは異なった新たなリフォーム需要が高まりつつあります。

このような環境のなかで、当社は顧客に対する対応力向上のため、外注先の取引先社数の増強及び取扱業種の拡充に取り組む一方、積極的な営業活動、広告活動を継続的に行った結果、1件当たりの受注金額の高いリノベーション工事及び主要顧客へのリフォーム工事が増加しました。

また、知名度及び社会的信用力の向上を図るため2020年3月30日に名古屋証券取引所セントレックスへ上場いたしました。

以上の結果、当事業年度の完成工事高は2,729,495千円（前事業年度比23.2%増）、営業利益は197,084千円（同23.6%増）、経常利益は186,788千円（同16.0%増）、当期純利益は124,776千円（同10.5%増）となりました。

なお、当社はリフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は18,124千円で、その主なものは土地建物取得に伴う9,360千円及び車両購入に伴う4,236千円であります。

③資金調達の状況

当社は2020年3月30日の名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴い、公募増資により207,000千円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (2017年7月期)	第 30 期 (2018年7月期)	第 31 期 (2019年7月期)	第 32 期 (当事業年度) (2020年7月期)
完 成 工 事 高(千円)	1,551,317	1,822,228	2,214,539	2,729,495
経 常 利 益(千円)	85,276	96,519	161,005	186,788
当 期 純 利 益(千円)	60,338	67,863	112,911	124,776
1株当たり当期純利益 (円)	150.84	169.65	282.28	296.50
総 資 産(千円)	497,249	595,992	748,489	1,133,552
純 資 産(千円)	369,069	436,933	549,845	881,621
1株当たり純資産額 (円)	922.67	1,092.33	1,374.61	1,916.56

(注) 当社は2017年11月20日開催の取締役会決議により、2017年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①サービス向上について

当社はリフォーム事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しております。また、顧客である中小規模の不動産会社に満足いただけるよう施工品質管理を行っております。顧客に当社のサービスに満足いただけるよう、今後外部講師等を招き、勉強会の機会を増やすとともに、今まで以上の施工品質向上に努めてまいります。

②人材の確保と育成について

当社では人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えており、今後の事業拡大に合わせて、優秀な人材の確保及び育成することが重要な課題であると認識しております。そのため、求人広告媒体に積極的な広告活動を行っておりますが、今後、新卒採用の活動及び社内教育にも注力して優秀な人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

③内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化について

当社では、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの体制整備と強化が重要な課題であると認識しております。当社は、定期的な内部監査の実施及び監査役と内部監査担当者の連携等、今後の企業規模の拡大に備え、体制の充実と機能向上に取り組んでまいります。

④施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充について

当社の事業拡大には外注先である各工事分野の専門施工協力業者からなる、施工ネットワークの確保・拡充が不可欠であると認識しております。今後、当社の理念共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意し、施工ネットワークの拡充を図ってまいります。

⑤事業エリア拡大について

当社は原状回復工事を、東京都を中心に展開しており、売上の大半を東京都近郊が占めております。現在、神奈川県及び埼玉県に営業所を設置しておりますが、2020年10月1日より千葉県に新たに営業所を設置いたしました。今後、更なる事業エリアの拡大を図ってまいります。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症の影響に対し、政府の緊急経済対策などによる下支えは期待されるものの、国内外の感染症収束の見通しが立たない限り、厳しい状況で推移することが予想されます。また感染第二波が懸念される中、様々な場面において、あらゆる活動が制約され、早期の回復は見込めない状況にあります。

当社といたしましても、感染症の影響による事業活動の制限や、国内経済及び企業業績の減速、個人消費意欲の減退等が懸念され、当面の見通しは極めて困難な状況にありますが、提案型営業による需要の創出及び成長戦略を推し進め、企業価値の向上に努め、環境変化に柔軟に対応してまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

事業区分	事業内容
リフォーム事業	原状回復工事、ハウスクリーニング、入居中メンテナンス工事、リノベーション工事

(6) 主要な事業所 (2020年7月31日現在)

本社	東京都世田谷区
神奈川営業所	神奈川県高座郡寒川町
埼玉営業所	埼玉県さいたま市西区

(7) 使用人の状況 (2020年7月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減
45名(1名)	6名増(-)

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月30日に名古屋証券取引所セントレックスへ上場いたしました。

2. 株式の状況 (2020年7月31日現在)

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 1,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 460,000株 |
| (3) 株主数 | 353名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
前田 浩	345,800株	75.17%
前田 供子	39,000	8.47
松井証券株式会社	21,600	4.69
光通信株式会社	5,800	1.26
藤本 誠二	1,100	0.23
北村 隆人	1,100	0.23
丹波 茂幸	1,000	0.21
大塚 道宏	1,000	0.21
楽天証券株式会社	700	0.15
日本証券金融株式会社	700	0.15

(注) 自己株式は所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、2020年10月1日付で普通株式1株を2株に株式分割すること、及び当社定款に定める発行可能株式総数を変更することを決議いたしました。

これにより、発行可能株式総数は3,200,000株に、発行済株式数は920,000株となりました。なお、資本金の額に変更はありません。

当該株式分割は、2020年10月1日を効力発生日としておりますので、本事項は株式分割前の株式数を基準としております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2020年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	前田 浩	
常務取締役	木村 孝史	営業本部長
取締役	森屋 吾郎	営業本部副本部長兼第二営業部部長
取締役	湯浅 一彦	営業本部副本部長兼第一営業部部長
取締役	熊谷 征大	熊谷征大公認会計士事務所代表
常勤監査役	清水 章男	西川不動産株式会社非常勤取締役
監査役	佐分 厚夫	佐分会計事務所代表
監査役	木村 康之	経堂綜合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役熊谷征大氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役清水章男及び監査役佐分厚夫氏及び監査役木村康之氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役清水章男氏は、経理業務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役佐分厚夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の様況
御 供 信 之	2020年7月31日	辞任	取締役

6. 当社は熊谷征大氏、佐分厚夫氏、木村康之氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）、及び監査役と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役を除く）、及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名、及び社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	39,450千円 (1,440)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	3,240 (3,240)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	42,690 (4,680)

- (注) 1. 上記には、2020年7月31日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役熊谷征大氏は、熊谷征大公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役清水章男氏は、西川不動産株式会社の非常勤取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません
- ・監査役佐分厚夫氏は、佐分会計事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役木村康之氏は、経堂綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 熊谷 征大	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
社外監査役 清水 章男	当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役協議会3回及び監査役会設置以降に開催された監査役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主にコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から妥当性・公正性について適宜発言を行っております。
社外監査役 佐分 厚夫	当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役協議会3回及び監査役会設置以降に開催された監査役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 木村 康之	当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役協議会3回及び監査役会設置以降に開催された監査役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、興亜監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の全取締役、全使用人が法令や会社諸規定を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底する。

内部監査人は定期的な内部監査により、法定及び定款並びに社内諸規定の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役社長に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理することとする。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス推進委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及び責任並びに執行手続の詳細について定める。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意のもとに、取締役との意見交換を行い慎重に検討する。

- ⑥前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助すべき専任の使用人及びその変更については、常勤監査役の同意を要するものとする。また当該使用人は当社の就業規則等に従うが、当該使用人の指揮命令権は監査役会に属するものとし、人事考課等に際しては常勤監査役に意見を求めるものとする。

- ⑦監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務執行に関する帳簿及び書類等の提出や状況説明をする。

- ⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は前号の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役による職務に執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合には、当該監査役の職務に執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査役及び内部統制担当部署である管理部がモニタリングし、改善を進めております。監査役及び管理部は内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

②コンプライアンス体制

当社は法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行いました。

一方で、当社では全社のコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置しており、四半期毎にリスク・コンプライアンス推進委員会議を開催いたしました。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図りました。

③取締役会の主な運用状況

取締役会の規定に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催することとしており、当事業年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当該事業年度においては2回開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④監査役の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,087,376	流動負債	249,031
現金及び預金	766,437	工事未払金	122,116
完成工事未収入金	299,992	リース債務	1,256
未成工事支出金	12,011	未払金	14,315
材料貯蔵品	2,900	未払費用	14,160
前払費用	5,512	未払法人税等	40,909
その他	2,119	未払消費税等	26,513
貸倒引当金	△1,598	未成工事受入金	18,183
固定資産	46,175	預り金	6,401
有形固定資産	28,155	賞与引当金	5,100
建物(純額)	4,981	その他	73
車両運搬具(純額)	6,457	固定負債	2,899
工具、器具及び備品(純額)	1,627	リース債務	1,373
土地	15,089	長期未払金	580
無形固定資産	9,515	資産除去債務	945
ソフトウェア	9,078	負債合計	251,930
その他	436	(純資産の部)	
投資その他の資産	8,504	株主資本	881,621
破産更生債権等	903	資本金	203,500
繰延税金資産	4,742	資本剰余金	103,500
差入保証金	3,459	資本準備金	103,500
その他	302	利益剰余金	574,621
貸倒引当金	△903	利益準備金	1,000
資産合計	1,133,552	その他利益剰余金	573,621
		繰越利益剰余金	573,621
		純資産合計	881,621
		負債純資産合計	1,133,552

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		2,729,495
完 成 工 事 原 価		1,941,721
完 成 工 事 総 利 益		787,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		590,689
営 業 利 益		197,084
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 保 険 金	840	
そ の 他	441	1,290
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
上 場 関 連 費 用	11,544	11,586
経 常 利 益		186,788
税 引 前 当 期 純 利 益		186,788
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	60,588	
法 人 税 等 調 整 額	1,423	62,011
当 期 純 利 益		124,776

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合 計	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合計		
当 期 首 残 高	100,000		-	1,000	448,845	449,845	549,845	549,845
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	103,500	103,500	103,500			-	207,000	207,000
当 期 純 利 益					124,776	124,776	124,776	124,776
当 期 変 動 額 合 計	103,500	103,500	103,500	-	124,776	124,776	331,776	331,776
当 期 末 残 高	203,500	103,500	103,500	1,000	573,621	574,621	881,621	881,621

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年9月18日

株式会社ニッソウ
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柿原佳孝 ⑧
指定社員 業務執行社員	公認会計士	近田直裕 ⑧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッソウの2019年8月1日から2020年7月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月24日

株式会社ニッソウ 監査役会

常勤社外監査役 清水 章 男 ⑩

社外監査役 佐分 厚 夫 ⑩

社外監査役 木村 康 之 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款第20条の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株数
1	<p>たか まつ しげ ゆき 高松重之 (1954年11月18日生)</p> <p>新任</p>	<p>1978年4月 岡三証券株式会社(現株式会社岡三証券グループ)入社</p> <p>1992年8月 岡三国際(亜洲)有限公司取締役社長</p> <p>2004年4月 岡三証券株式会社取締役</p> <p>2007年6月 岡三証券株式会社常務取締役</p> <p>2011年4月 岡三証券株式会社専務取締役</p> <p>2018年6月 岡三証券株式会社代表取締役兼専務執行役員</p> <p>2020年8月 当社入社</p>	0株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高松重之氏は、前職において長年にわたり取締役を務めており、経営者としての豊富な経験を有しております。また、グローバル事業に関する専門的かつ広範な知識も有しており、これらの知識と見識が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>きた むら とも ゆき 北村知之 (1974年6月17日生)</p> <p>新任</p>	<p>1999年10月 合資会社ディスクロージャー入社</p> <p>2003年4月 株式会社東海入社</p> <p>2012年12月 当社入社</p> <p>2018年2月 当社管理部次長</p> <p>2020年5月 当社管理部長(現任)</p>	0株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>北村知之氏は、財務、経理、経営企画等の管理部門に従事し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 当社取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与の為の報酬決定の件

(1) 提案の理由及び報酬の総額

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、取締役につき年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査役につき年額100,000千円以内とご承認いただいております。

今般、取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役について年額20,000千円以内（うち社外取締役2,000千円以内）、監査役について年額10,000千円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については当社の取締役会において、各監査役への具体的な支給時期及び配分については監査役の協議において、それぞれ決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）となります。

(2) 本制度の内容（契約の概要）の説明

取締役及び監査役は、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は取締役につき年8,000株以内（うち社外取締役800株以内）、監査役につき年4,000株以内（前記株式数はそれぞれ2020年10月1日付株式分割の効力発生を踏まえた株式数としております。なお、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式

を引き受ける取締役及び監査役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と株式の割当てを受ける取締役及び監査役（以下「対象役員」という。）との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

①譲渡制限期間

対象役員は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②退任時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象役員が、上記②に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

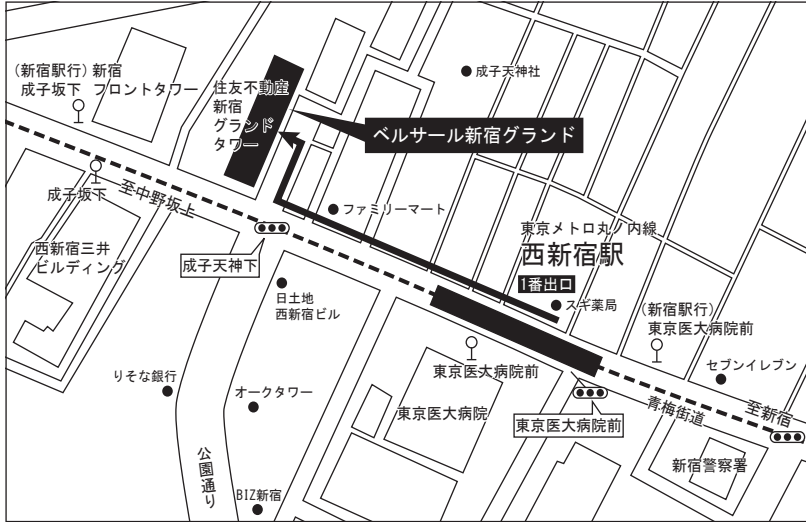
⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
TEL 03-3362-4792



交通	西新宿駅（丸ノ内線）	1番出口より	徒歩3分
	都庁前駅（大江戸線）	E4出口より	徒歩7分
	新宿駅（JR線・小田急線・京王線）	西口より	徒歩15分